

明和町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編・事務事業編)



令和6年9月

令和7年3月改定

明和町

明和町地球温暖化対策実行計画

あいさつ

近年、地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響により、世界各地で異常気象による災害被害が多発しています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書」では気候変動に伴い、水、生態系、食料、沿岸域、健康等に、より深刻な影響が生じることが予測されており、世界的に脱炭素に向けた動きが加速しています。

国内においても、気候変動に関わる各種法令の改正や計画の改定等が急速に進められており、地球温暖化対策は明和町においても向き合わなければならない重要な課題の1つです。

明和町では、令和3（2021）年4月に多気町、大台町、大紀町、度会町、紀北町との6町合同で「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明し、令和32（2050）年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すこととし、これまでの取組はもとより、本町住民、事業者の皆様とともに、更なる脱炭素に向けた歩みを進め、地球温暖化対策の取組を一層加速させるため、令和6（2024）年9月に「明和町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

そのような中で、度会町が主たる提案者となりゼロカーボンシティ宣言6町が脱炭素先行地域に選定されたことで、区域施策編では、町全体の温室効果ガス排出量の削減目標だけでなく、産業分野などすべての分野において国の地球温暖化対策計画の水準以上とすること、事務事業編では、本町が実施する温室効果ガス削減に向けた各種取組において政府実行計画の水準以上とすることなど、より高い目標水準の設定が求められたため、このたび、計画の一部を見直し、「明和町地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

改定後の計画では、区域施策編においてすべての部門で国の計画を上回る水準となるように目標を改め、現在、検討する取組をすべて実行することで見込む温室効果ガスの削減量を明記したほか、事務事業編においても公共施設への太陽光発電設備の設置、LED照明の導入、ZEBの導入、公用車ストックの電動車化、再エネ電力調達の各取組が政府実行計画に準じたものとなるよう数値目標を明記するなど、さらなる高みに向けて取り組むこととしています。

今後、本計画で定めている目標である「明和町の歴史・文化・自然資源をみんなでまもり、暮らしを引き継ぐ、持続可能な循環型・脱炭素社会の実現」を達成するには、町民の皆様や事業所の皆様との協力・連携が不可欠です。本計画を皆様とともに推進し、定めた目標の達成、目指す将来像の実現に向けて邁進してまいります。

おわりに、本計画の改定にあたり、ご協力いただきました「明和町環境審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました方々に心からお礼申し上げます。



令和7（2025）年3月

明和町長 下村 由美子

目 次

第1章 基本的事項（背景・目的・意義）	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の基本的事項	10
第2章 明和町の目指す将来像及び目標	12
1. 明和町の特徴	12
2. 温室効果ガスの排出及び吸収状況	15
3. 明和町の手指す将来像と基本方針	18
第3章 区域施策編	20
1. 基本的事項	20
2. 温室効果ガスの排出削減目標	22
3. 目標達成に向けた取組	24
第4章 事務事業編	33
1. 基本的事項	33
2. 温室効果ガスの排出削減目標	36
3. 目標達成に向けた取組	37
第5章 計画の推進に向けて	39
1. 計画の推進体制	39
2. 点検・評価・進捗状況の公表	41
第6章 資料編	42
1. 明和町環境審議会委員	42
2. 削減量の内訳	44
3. 用語集	46

第1章 基本的事項(背景・目的・意義)

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化について

① 温室効果ガスによる気候変動への影響

地球の大気には二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスと呼ばれる気体がわずかに含まれています。これらの気体は赤外線を吸収し、再び放出する性質があるため、太陽光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻って地球の表面付近の大気を暖めます。これを温室効果と呼び、この仕組みによって地球が生物の生存に適した気温に保たれています。

しかし、18世紀末の産業革命以降、地球全体の温室効果ガス濃度が急激に増加しています。これにより温室効果が強まったことで地球全体の温度が上昇していることがわかってきました。

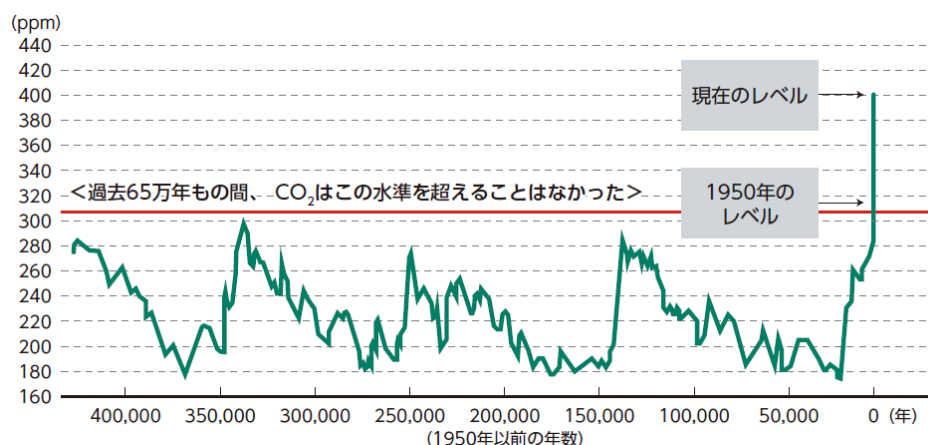


図 1-1 大気中の二酸化炭素（CO₂）の平均濃度の推移

出典：環境省 HP「令和 2 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

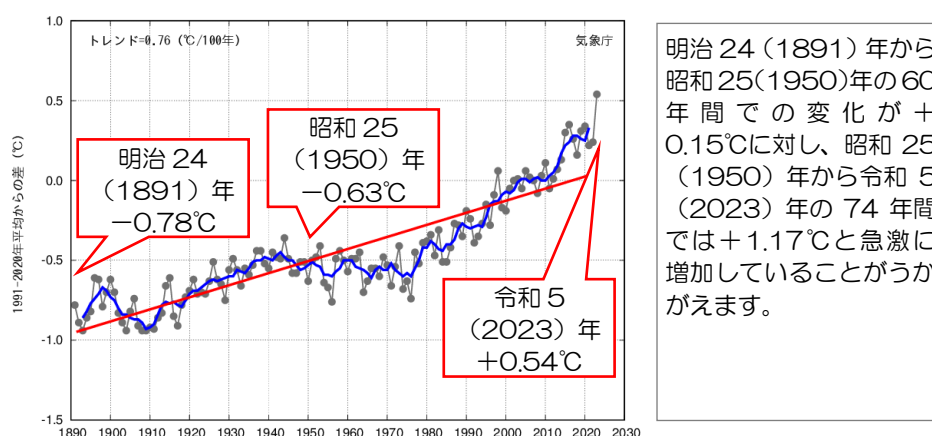


図 1-2 世界の平均気温偏差※1

出典：気象庁 HP「世界の年平均気温」を元に作成

※1 各年の世界の平均気温（陸域における地表付近の気温と海面水温の平均）と基準値（平成 3（1991）年～令和 2（2020）年の 30 年平均値）の偏差（個々の数値と平均値との差）。

② 気候変動による課題

これまでの「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告において、気候変動の影響に伴い、水、生態系、食料、沿岸域、健康等に、より深刻な影響が生じることが予測されています。近年、世界各地で記録的熱波や洪水被害、大規模森林火災等、人類がこれまで経験したことがないような地球規模の危機に直面しており、気候変動対策が世界の喫緊の課題であるとの認識が広がっています。

そのため、温室効果ガス排出量を減らし、地球温暖化による気候変動を抑制することが重要です。

○気温上昇 2℃のリスク・・・

平成 30（2018）年 10 月に公表された「1.5℃特別報告書^{※2}」によると、現在の地球の平均気温が、産業革命前に比べて既に約 1℃上昇していることを確認するとともに、気温上昇幅が「2℃」と「1.5℃」の場合を比べると、生態系が受ける影響、海水温の上昇と海洋酸性度の上昇、健康、食料安全保障、水供給及び経済成長に対する気候関連のリスク等、「2℃」の方がより悪影響が大きくなることが指摘されています。

○気温上昇 1.5℃のリスク・・・

令和元（2019）年 8 月に公表された「土地関係特別報告書^{※3}」によると、人間による土地利用のあり方が気候危機をさらに悪化させ、気候変動が、激しい雨や洪水、干ばつ、海面上昇等の増加によって土地をより一層劣化させうると指摘されています。また、1.5℃程度の温暖化であっても、水不足や原野火災、永久凍土の劣化、食料供給の不安定化のリスクを高め、場合によっては移住や紛争の増加につながり、貧困悪化につながる恐れがあるとされています。

○対策しないことによるリスク・・・

令和元（2019）年 9 月に公表された「雪氷・海洋圏特別報告書^{※4}」によると、雪氷圏が広範に縮退するとともに、世界平均海面水位の上昇が 20 世紀の約 2.5 倍の速度で進んでおり、これに氷床と氷河の融解が大きく寄与していると指摘されています。今後、追加的対策をとらなかった場合、今世紀末までに食物網全体にわたる海洋生態系のバイオマスは約 15%減少し、世界の沿岸湿地の 20～90%が消失するとされています。

○地球温暖化の抑制の重要性・・・

令和 3（2021）年 8 月に公表された「第 6 次評価報告書^{※5}」によると、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加等を含む気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大すると報告され、地球温暖化を抑えることが極めて重要であることが確認されました。

※2 「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」の略称。

※3 「気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関する IPCC 特別報告書」の略称。

※4 「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書」の略称。

※5 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約」の略称。

③ 温室効果ガスの種類

温室効果ガスは代表的なものとして二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）が挙げられ、国の定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」では「表 1-1」の 7 種類を指定しています。その中でも二酸化炭素（CO₂）は温室効果ガス総排出量のうち、地球全体のおよそ 75%、日本国内に限れば 90%以上を占めており、気候変動をもたらす駆動要因として二酸化炭素（CO₂）による影響が特に高いことが確認されています。

表 1-1 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー 起源	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、 他人から供給された熱の使用、廃棄物の原燃料使用等
	非エネルギー 起源	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分
メタン (CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化
ハイドロフルオロカーボン 類 (HFC _s ^{※6})		マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのハイドロフルオロカーボン類（HFC _s ）の使用
パーフルオロカーボン類 (PFC _s ^{※6})		パーフルオロカーボン類（PFC _s ）の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのパーフルオロカーボン類（PFC _s ）の使用、鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用
三ふっ化窒素 (NF ₃)		三ふっ化窒素（NF ₃ ）の製造、半導体素子等の製造

出典：環境省 HP「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」

※6 化学記号の右下の「s」は元素の種類が多数ある場合にまとめて表現する際に数字の代わりに用いる表記。

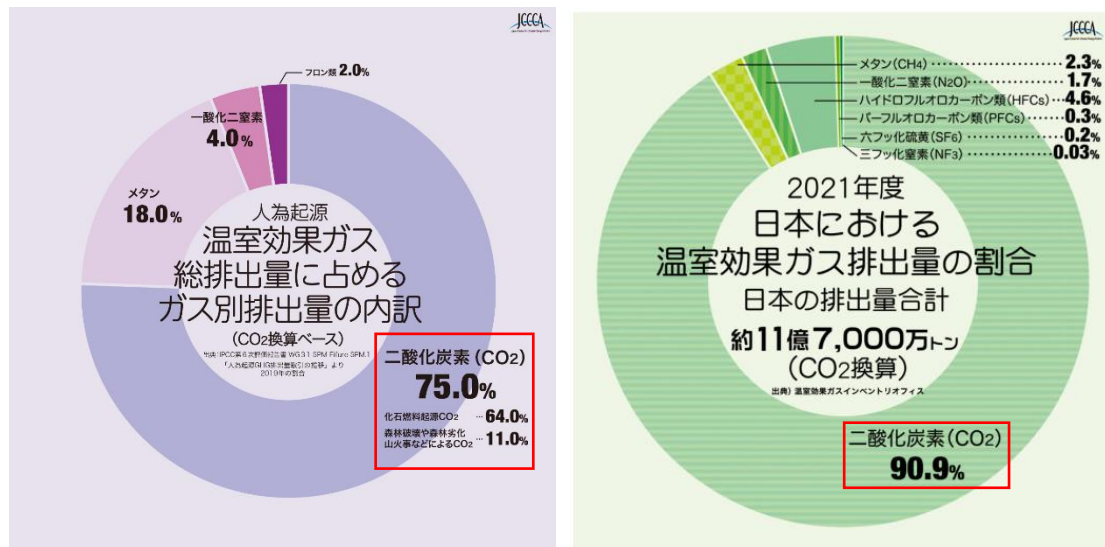


図 1-3 温室効果ガス総排出量に占めるガスの種類別の割合

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)



図 1-4 気候変動をもたらす主な駆動要因

出典：気象庁 HP「IPCC 第5次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約」

(2) 地球温暖化対策をめぐる世界と国の動向・取組

世界と国においては、平成 7（1995）年以降、「気候変動枠組条約締約国会議（COP※⁷）」が開催され、以下の取組や目標の設定がされてきました。

表 1-2 世界と国における地球温暖化対策の主な動向と取組

年	取組	取組の内容
平成 9 （1997） 年	京都議定書 （12 月）	・第 3 回締約国会議（COP3）が日本の京都で開催。 ・地球温暖化を防止するための温室効果ガス排出量の削減を規定した国際的な枠組みである「京都議定書」を締結。
平成 27 （2015） 年	約束草案 （7 月）	・第 21 回締約国会議（COP21）に先立ち、地球温暖化対策推進本部により、令和 2（2020）年以降の温暖化対策に関する目標として約束草案を決定。 ・温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%減の削減目標を提示。
	SDGs （9 月）	・国連総会で持続可能な開発のために必要不可欠な、向こう 15 年間の新たな行動計画として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択。 ・令和 12（2030）年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として、17 の世界的目標と 169 の達成基準が示された。
	パリ協定 （12 月）	・第 21 回締約国会議（COP21）がフランスのパリで開催。 ・産業革命以降の世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標とした新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」を採択（発行は平成 28（2016）年 11 月）。 ・世界各国が二酸化炭素（CO₂）等の削減目標を掲げ、その対策の推進が義務化され、現在世界各国が温暖化対策を推進するに至っている。
平成 28 （2016） 年	地球温暖化対策 計画の策定 （5 月）	・日本国内でも第 21 回締約国会議（COP21）にて採択された「パリ協定」を踏まえて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条に基づき策定。 ・日本で唯一の総合計画であり、地方自治体が講ずべき施策や措置等について記載。

※⁷ 気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）の略称。世界全体で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とした「国連気候変動枠組条約」に基づき、平成 7（1995）年より毎年開催されている。

表 1-3 世界と国における地球温暖化対策の主な動向と取組（続）

年	取組	取組の内容
令和元 (2019) 年	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (6月)	・政府が「パリ協定」に基づき、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定。
令和2 (2020) 年	2050 年カーボンニュートラル宣言（脱炭素宣言） (10月)	・菅義偉首相(当時)が温室効果ガス排出量を令和 32(2050)年までに実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指した「2050 年カーボンニュートラル」を宣言。 ・宣言の中には再生可能エネルギーの最大限の導入等が脱炭素社会の実現に向けた取組として挙げられている。
令和3 (2021) 年	温室効果ガス排出削減目標を新たに設定 (4月)	・令和 12 (2030) 年度に温室効果ガス排出量の 46%削減を目指し、また、50%の高みに向けて挑戦に向けた目標を新たに設定。
	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立 (5月)	・「パリ協定」や「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた基本理念を定立。 ・地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設。
	地域脱炭素ロードマップの決定 (6月)	・令和 3 (2021) 年 6 月、国はカーボンニュートラル（脱炭素）実現のために必要な施策や分野別の対策をまとめた「地域脱炭素ロードマップ」を公表。 ・「～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」をキーメッセージとし、令和 12 (2030) 年までに地方自治体を中心となって住宅、建築物、交通、農林水産業等の各分野で排出削減対策に取り組む地域である「脱炭素先行地域」を 100 箇所創出すること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施することの 2 つを取組の柱として掲げている。
	地球温暖化対策計画の閣議決定 (10月)	・「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえて、令和 12 (2030) 年度に 46%削減の目標等の実現に向けて、対策・施策を記載。

表 1-4 世界と国における地球温暖化対策の主な動向と取組（続）

年	取組	取組の内容
令和3 (2021) 年	グラスゴー気 候合意 (11月)	・第26回締約国会議（COP26）がイギリスのグラスゴーで開催。 ・成果文書として、2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力を追求していくこと等が盛り込まれた「グラスゴー気候合意」を採択。
令和4 (2022) 年	シャルム・エ ル・シェイク 実施計画 (12月)	・第27回締約国会議（COP27）がエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催。 ・「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める計画として「シャルム・エル・シェイク実施計画」を採択。
令和5 (2023) 年	グローバル・ ストックテイ クの実施 (12月)	・第28回締約国会議（COP28）がアラブ首長国連邦のドバイで開催。 ・パリ協定の目標である「世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」の達成状況について、世界全体の進捗を評価する「グローバル・ストックテイク」を実施。成果である決定文書においては、「目標達成に向けて順調には進んでおらず、目標との隔たりがあること」「目標に向けた行動と支援が必要であること」を認識。

(3) 三重県の動向・取組

三重県は令和元（2019）年 12 月に、令和 32（2050）年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、率先して取り組む決意を示しました。

令和 3（2021）年 3 月に、「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、令和 5（2023）年 3 月に改定しています。この計画では、令和 12（2030）年度を目標に、脱炭素社会の実現につながる高度な低炭素社会を構築するため、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要だとしており、『県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会』を目指しています。また、令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 47%削減を目標として掲げ、県民、事業者、行政等のあらゆる主体の参画・連携のもと取り組むものとしています。

【将来像と4つの基本的な方向】

この計画で三重県がめざす姿：

県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会

出典：三重県地球温暖化対策総合計画（（令和 5（2023）年 3 月）

＜基本的な方向＞

- 方向1 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進します。
- 方向2 SDGsの観点をふまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざします。
- 方向3 さまざまな主体との協創を重視します。
- 方向4 新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進めます。

(4) 明和町のこれまでの動向・取組

明和町では、以下のとおり温暖化対策に取り組んできました。

○明和町地球温暖化対策実行計画書(エコオフィスパランめいわ)の策定(平成 14(2002)年)

町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた目標と取組に関する施策の計画を策定しました。

○明和町環境基本計画の策定(平成 16(2004)年)

「省資源、省エネルギー対策の推進」として、「環境配慮型ライフスタイルの構築」、「環境負荷の低い交通への転換」、「新たなエネルギーの活用」に関する施策や事業者への環境配慮指針、町民に向けた二酸化炭素削減の環境配慮指針を定めています。

○明和町地域新エネルギービジョンの策定(平成 19(2007)年)

太陽光発電、小型風力発電等の導入を目指しました。

○再生可能エネルギー施設の設置(平成 25(2013)年)

明和町南部の池村地区では 11 月より町有地(斎宮きららの森)の一部を民間事業者へメガソーラー用地として貸し付ける事業を行っており、「斎宮きららの森メガソーラー」として運用しています。また「斎宮きららの森メガソーラー」含め周辺一帯は三重県内各地の代表的なエネルギー施設「三重県次世代エネルギーパーク」に選定されています。

○明和町環境基本計画中間見直し版作成(平成 30(2018)年)

平成 16(2004)年に策定した計画の見直しを行いました。

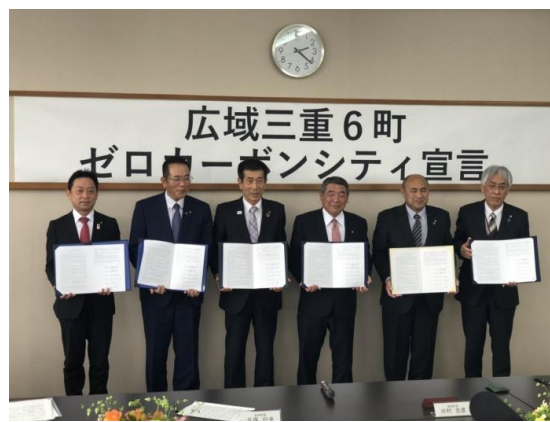
○第 6 次明和町総合計画の策定(令和 3(2021)年)

再生可能なクリーンエネルギーの利用による持続可能なまちとカーボンニュートラル(脱炭素)^{※8}の実現を目指すべき姿としています。

○6 町共同のゼロカーボンシティ宣言についてとその取組

明和町では、令和 3(2021)年 4 月に多気町、大台町、大紀町、度会町、紀北町との 6 町合同で「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明し、令和 32(2050)年までに《温室効果ガスの実質排出ゼロ》を目指すこととしました。

さらに、同年 4 月には国に 6 町は共同で「三重広域連携スーパーシティ構想の実現に向けた提案書」を提出しています。



^{※8} 温室効果ガス排出量をできるだけ減らし、同時に森林等による吸収量を増やすことで、排出量と吸収量をプラスマイナスゼロにすること

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、明和町全域の町民の暮らしや事業者、町の事務及び事業において発生する温室効果ガス排出量の削減を目的に策定しています。

本計画を通じて、明和町の率先した取組とその成果を広く公表し、町民や事業者の意識啓発を図り、地域が一体となった温暖化対策を推進することで、持続可能な循環型・脱炭素社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ

① 計画の位置づけ

地球温暖化対策実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項及び第4項に基づき、国民の暮らしや事業者、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画を策定するものです。

「第6次明和町総合計画」における将来像「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」を環境面から実現するものと位置づけ、環境分野の目標としている「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の他、「ゼロカーボンシティ宣言」や上位関連計画等と連動させて進めていくものとします。

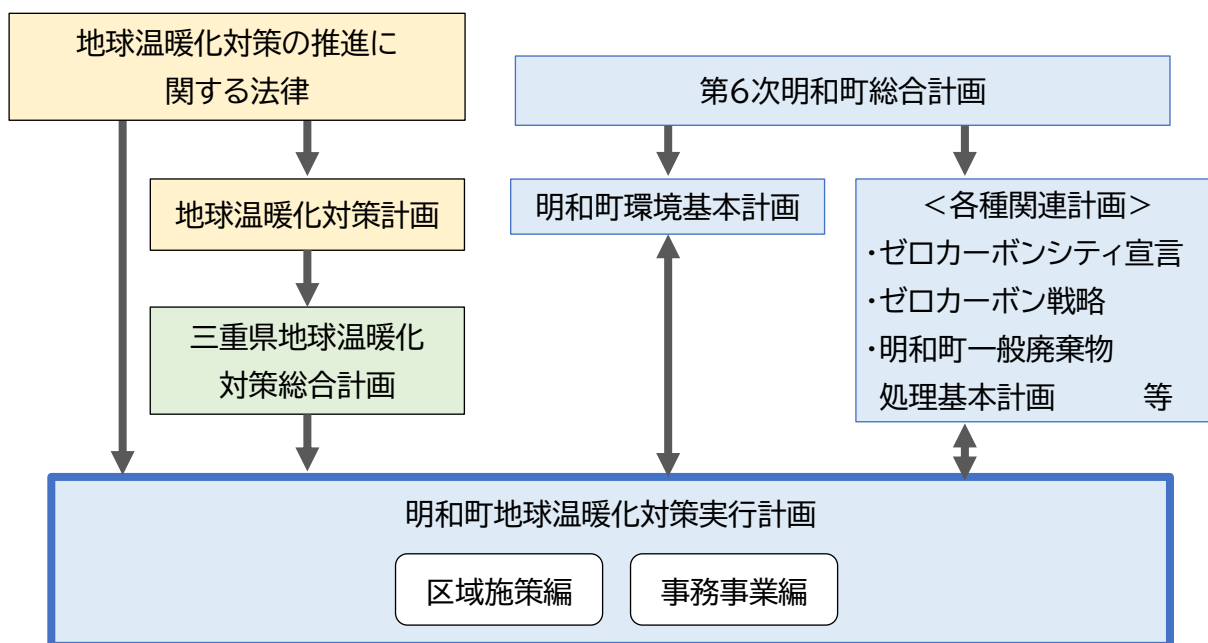


図 1-5 地球温暖化対策実行計画の位置づけ

② 区域施策編と事務事業編について

本計画は、明和町全域を対象とする「区域施策編」と町の事務事業を対象とする「事務事業編」を策定します。2つの計画を一体的に実施することで、明和町全体の温暖化対策の確実な推進を図ります。

○区域施策編とは…

区域施策編は、その区域の自然的条件、社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の抑制等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するための実施措置の内容を定めます。また、温室効果ガス排出量の抑制等の施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等、循環型社会の形成等について定めます。

○事務事業編とは…

事務事業編は、明和町の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。計画期間とその期間に達成すべき目標を設定し、目標を達成するための実施措置の内容を定めるものです。

(3) 基準年度と計画期間

① 基準年度

令和3（2021）年に改定された国の「地球温暖化対策計画」及び令和5（2023）年に改定された三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」において、温室効果ガス排出量の基準年度は平成25（2013）年度と定めています。

明和町においても、国及び県の計画に準じて、平成25（2013）年度を基準年度とします。

② 計画期間

国の「地球温暖化対策計画（令和3年改定）」及び三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画（令和5年改定）」において令和12（2030）年度を目標年度と定めています。明和町においても、国及び県の計画に準じて、令和12（2030）年度までを中期目標の計画期間とします。

また、明和町を含む6町（明和町・多気町・大台町・大紀町・度会町・紀北町）で共同表明した「ゼロカーボンシティ宣言」において設定した「令和32（2050）年までに温室効果ガスの実質排出ゼロ」を最終目標とし、実現に向けて計画を推進していきます。

第2章 明和町の目指す将来像及び目標

1. 明和町の特徴

(1) 地勢

明和町は伊勢平野の南部に位置し、伊勢湾に面しています。大部分が平地で、大堀川、笹笛川、祓川の3つの河川が流れています。また、自然的土地利用が70.1%と多くを占め、農地等が多く存在します。



図 2-1 明和町の位置と地勢

出典：国土地理院地図を元に作成

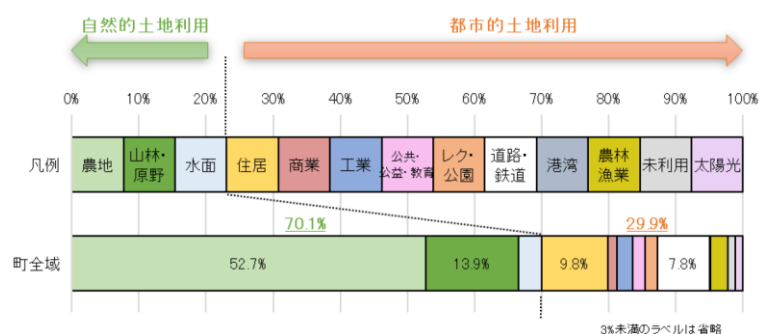


図 2-2 明和町の土地利用現況

出典：明和町都市計画マスタープラン（令和5（2023）年5月）

(2) 気候・日照時間

明和町の気候は、夏季は高温多湿、冬季は少雨乾燥となる「太平洋側気候」です。

気象庁によると、明和町から最も近い伊勢市小俣町明野にあるアメダスが観測した年間日照時間は、令和5（2023）年で2,349時間です。同年における全国の平均年間日照時間は1,965時間、三重県の平均年間日照時間は2,203時間であり、全国平均及び三重県内においても日照時間が多く、太陽光発電のポテンシャルが高いと考えられる地域です。

表 2-1 国・県・最寄りの観測地点の日照時間（令和5（2023）年）

地点	観測地点数	平均年間日照時間
	地点	時間
全国	156	1,965
三重県	12	2,203
小俣※	1	2,349

※明和町の最寄りのアメダス観測所

出典：令和5（2023）年の日本の天候（速報）及び気象庁 HP 資料を元に作成

(3) 人口・世帯数の動向及び推計

国勢調査による人口動向をみると、総数は平成 22（2010）年をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年は 22,445 人となっています。明和町の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 42（2060）年には 14,000 人台にまで減少すると見込まれています。

令和 2（2020）年度策定の「明和町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、合計特殊出生率の向上や定住・転入促進を図るための総合的な施策を展開することにより、人口減少を抑止し、令和 42（2060）年には概ね 20,000 人を維持することを将来展望として示しています。

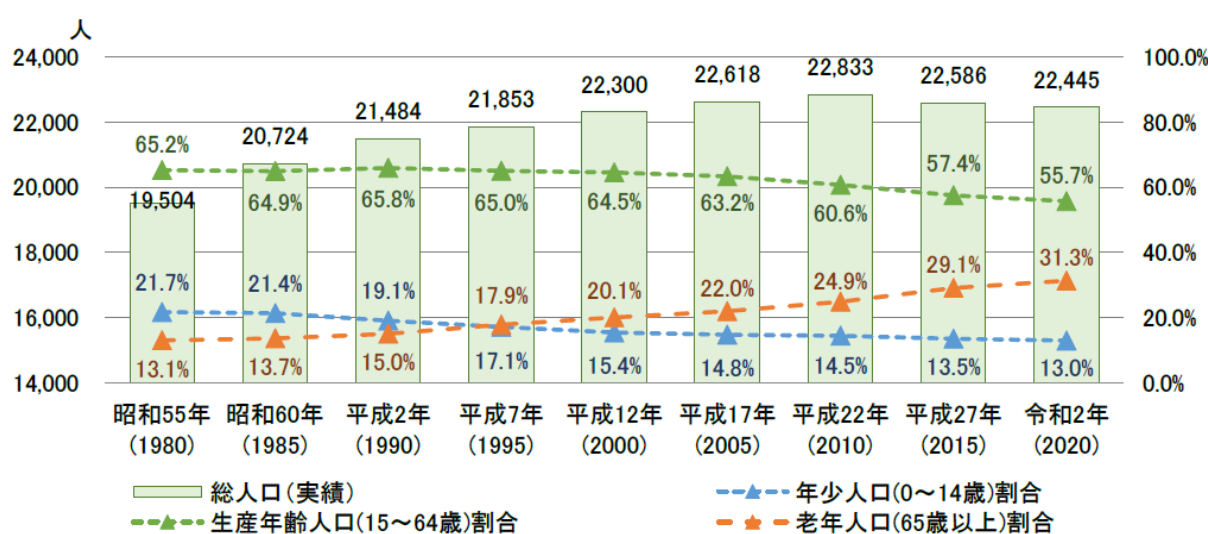


図 2-3 国勢調査による人口推移

出典：明和町都市計画マスタープラン（令和 5（2023）年 5 月）

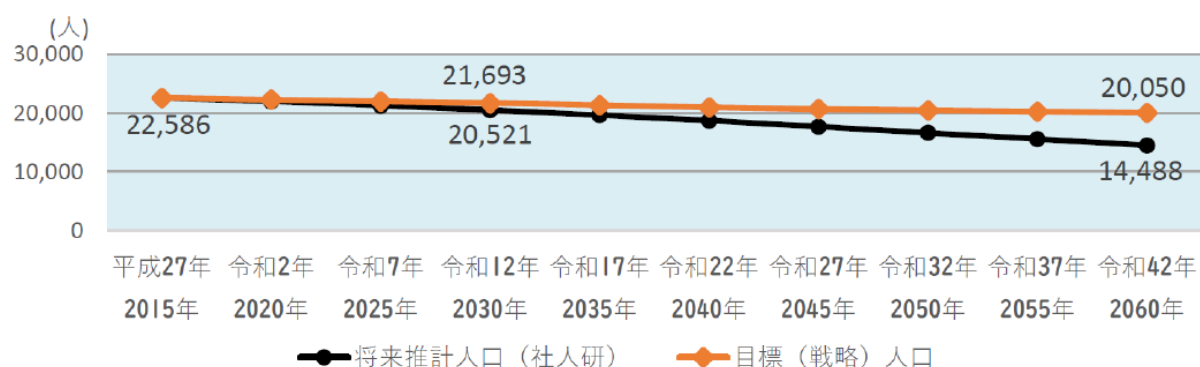


図 2-4 人口の将来展望

出典：明和町都市計画マスタープラン（令和 5（2023）年 5 月）

(4) ごみ排出量

明和町のごみ総排出量は、令和4(2022)年度で7.30千tとなっており、平成25(2013)年に比べるとほぼ横ばいから微減となっています。

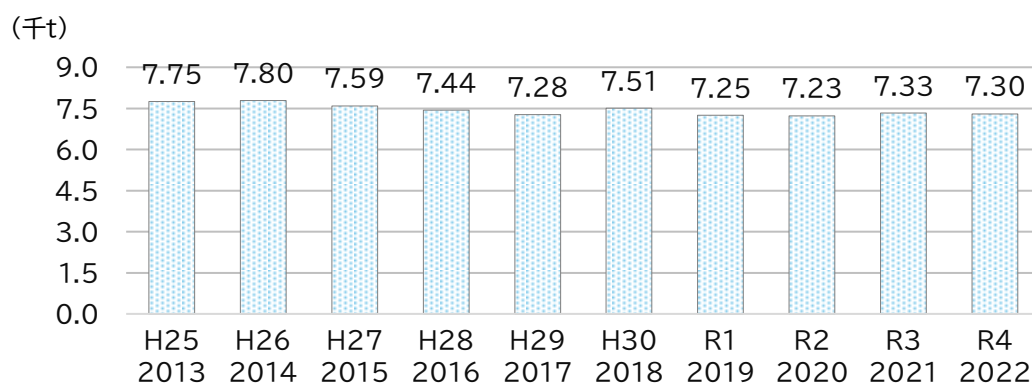
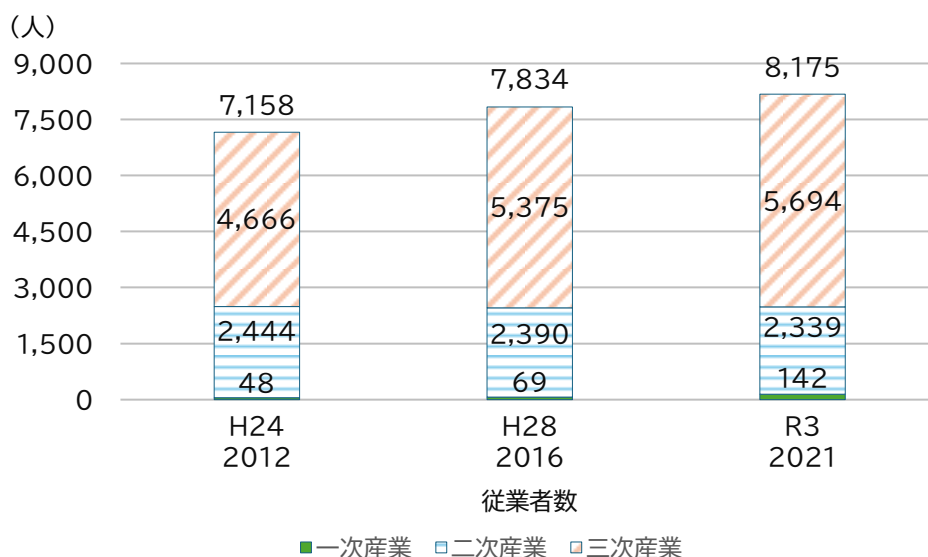


図 2-5 明和町のごみ総排出量推移グラフ

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

(5) 産業別就業者数

明和町の令和3(2021)年度の産業別就業者数は、第一次産業が142人、第二次産業が2,339人、第三次産業が5,694人となっています。平成24(2012)年度からの推移を見ると、第一次及び第三次産業の就業者数は増加傾向にあります。



(経済センサス_活動調査において、調査日現在で国内に所在する全ての事業所及び企業が調査対象ですが、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所はこの調査の対象から除かれています。)

図 2-6 産業大分類別従業者数の推移グラフ

出典：経済センサス_活動調査

2. 温室効果ガスの排出及び吸収状況

(1) 温室効果ガス排出量の状況

明和町における温室効果ガス排出量を二酸化炭素（CO₂）におきかえて算定すると、二酸化炭素排出量は令和 2（2020）年度で 132.13 千 t-CO₂^{※9}であり、基準年である平成 25（2013）年と比べて 7 年間で 11.4%の減少となっています。

各部門別の排出量とその推移、平成 25（2013）年度と令和 2（2020）年度の変化率は「図 2-7」のとおりです。総排出量は減少傾向にありますが、部門別にみると産業部門については、事業所数や事業規模が拡大しているため、各事業者で温室効果ガス排出量の削減が図られていますが、増加傾向となっています。

表 2-2 温室効果ガス排出量の推移

項目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	R2/H25
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
総排出量	149.06	145.77	137.80	136.90	135.48	130.17	129.47	132.13	-11.4%
産業部門	29.16	28.20	28.77	28.89	29.78	26.82	30.96	38.12	30.7%
製造業	24.47	24.56	23.63	25.29	26.22	23.52	27.75	31.04	26.8%
農林水産業	2.93	1.87	3.47	2.03	1.99	1.83	1.84	5.75	96.1%
建設業・鉱業	1.76	1.77	1.67	1.57	1.58	1.46	1.36	1.34	-24.2%
業務その他部門	31.40	32.92	26.90	26.07	24.63	25.49	22.73	22.39	-28.7%
家庭部門	35.07	31.68	30.10	31.06	30.56	27.87	26.42	26.80	-23.6%
運輸部門	51.27	50.18	49.94	48.95	48.46	47.61	47.00	43.03	-16.1%
自動車（旅客）	27.24	26.14	26.11	25.94	25.61	25.19	24.65	21.88	-19.7%
自動車（貨物）	22.23	22.31	22.15	21.37	21.26	20.94	20.91	19.72	-11.3%
鉄道	1.80	1.72	1.68	1.64	1.59	1.48	1.44	1.43	-20.5%
船舶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
一般廃棄物部門	2.16	2.79	2.09	1.93	2.05	2.39	2.37	1.78	-17.5%

単位：千t-CO₂

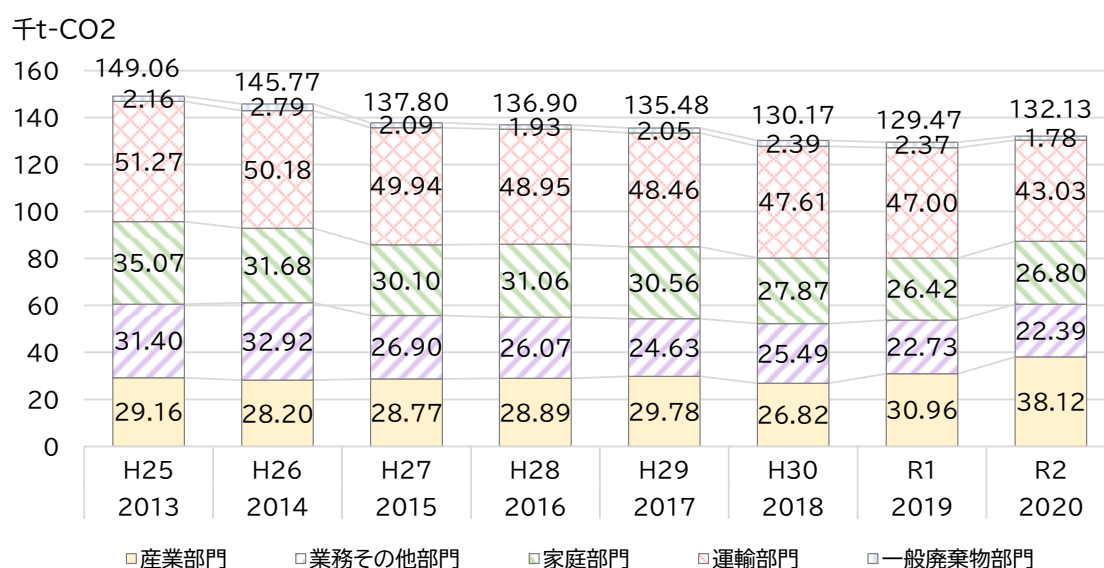


図 2-7 温室効果ガス排出量の推移グラフ

出典：環境省_自治体排出量カルテ

※9 二酸化炭素の量を示す単位、1 t-CO₂ = 1,000kg-CO₂



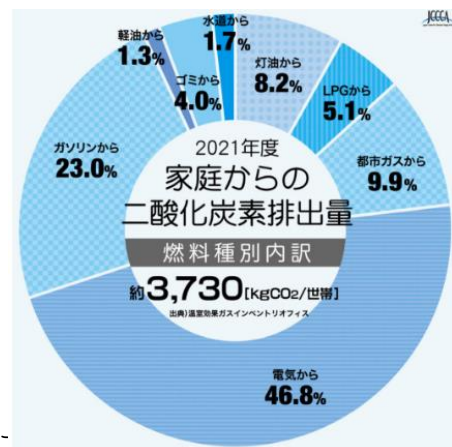
『 めい姫のコラムコーナー 』

家庭から年間どれくらいの二酸化炭素(CO₂)が
排出されているでしょうか？

令和5（2023）年4月に発表された「日本の1990-2021年度の温室効果ガス排出量データ」において、家庭から年間排出される二酸化炭素排出量は約3.7 t-CO₂です。照明やエアコン等の電気の消費が最も多く、1.75 t-CO₂（46.8%）と約半分を占めています。次に車の移動等によるガソリンが0.86 t-CO₂（23.0%）になります。

図表 2-1 年間の1世帯当たりの二酸化炭素排出量（令和3（2021）年度）

燃料種	排出量(t-CO ₂)	割合
電力	1.75	46.8%
ガソリン	0.86	23.0%
都市ガス	0.37	9.9%
灯油	0.30	8.2%
LPG	0.19	5.1%
一般廃棄物	0.15	4.0%
水道	0.06	1.7%
軽油	0.05	1.3%
合計	3.73	100.0%



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 二酸化炭素吸収量の状況

森林は、樹木の光合成を通じて大量の二酸化炭素を吸収し、自身の体を構成するセルロース・ヘミセルロース等の炭素を含む物質を作り出す働きにより、炭素として蓄積しています。この蓄積した総量を森林炭素蓄積量と言います。

明和町では、平成 25（2013）年から令和 2（2020）年度にかけて炭素を貯蓄する材積量^{※10}が増加しています。この森林蓄積量を二酸化炭素に換算すると、287.1 t-CO₂の二酸化炭素を森林が吸収しています。この吸収量は同年度の二酸化炭素排出量 132,131 t-CO₂の 0.22%にあたります。

表 2-3 材積量における森林炭素蓄積量及び 2 時点の二酸化炭素吸収量

年	材積量 (m ³)					森林炭素蓄積量 (t-C)
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	その他の 広葉樹	
平成 25 (2013) 年	4,573	1,771	30,700	0	2,879	15,255.4 (①)
令和 2 (2020) 年	4,716	1,959	31,469	0	3,166	15,803.7 (②)
1 年あたりの吸収量 (= (②-①) / (2020-2013))						78.3 (③)



令和 2（2020）年と平成 25（2013）年の 2 時点と比較した 二酸化炭素吸収量 (= ③ * 44 / 12) ^{※11}	287.1 t-CO ₂ /年
---	-------------------------------

（「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和 6（2024）年 4 月）」に

記載されている推計式より算定）

出典：「森林・林業統計書」より材積量を算定

※10 森林の有する木材の体積

※11 炭素量に 44/12 を掛けると、二酸化炭素量となります。

3. 明和町の目指す将来像と基本方針

明和町は、三重県中南部の主要都市である松阪市と伊勢市の間に位置しており、町内各地で住宅地が広がり、住み良いまちが形成されています。また、国指定史跡斎宮跡をはじめとする歴史・文化資源や、伊勢湾、斎宮きららの森周辺と、その間に広がる農地等といった豊かな自然資源が明和町の大きな魅力です。

これらの明和町の特性を活かし、居住環境の充実・調和を図りながら、環境負荷の低減につながる持続可能な住み良いまちづくりを続けていく必要があります。加えて、国際連合で定められたSDGs（持続可能な開発目標）について、本計画でも「13.気候変動に具体的な対策を」をはじめ、気候変動の主たる要因とされる地球温暖化について、SDGsの思想と乖離することのないように基本的な概念として捉え、目指していく必要があります。

そのため、本計画では持続可能な循環型・脱炭素社会の実現に向けた明和町の目指す姿と3つの基本方針を定めました。

<目指す姿>

明和町の歴史・文化・自然資源をみんなでまもり、暮らしを引き継ぐ、持続可能な循環型・脱炭素社会の実現



図 2-8 SDGs の目標

＜3つの基本方針＞

基本方針①

再生可能エネルギーの利用や施設のエネルギー消費効率を高める方針

建物や未利用地等において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入、企業や自治体が自ら使用する電力・熱の転換による再生可能エネルギーの利活用を促進します。また、同じ活動量でもエネルギー消費の少ない断熱性能が向上した省エネルギー建物やエネルギー効率の高い設備機器、次世代自動車等の導入の促進を図ります。

＜特に関連する SDGsの目標＞



基本方針②

町民や事業者等の活動によるエネルギーや資源の消費削減を促進する方針

ごみの減量化やリサイクルの推進等、廃棄物資源の循環形成を促進します。また、公共交通の維持・活性化や積極的導入等、町民の暮らしや事業者の事業において、社会経済活動と環境対策が両立した地域づくりを促進します。

＜特に関連する SDGsの目標＞



基本方針③

環境活動や二酸化炭素吸収源をまもる方針

これまで推進してきた環境保全や様々な環境活動について、環境教育による意識の向上や森林の保全、緑化の推進・保全等、二酸化炭素吸収源対策を部門横断的な取組として促進します。

＜特に関連する SDGsの目標＞



第3章 区域施策編

1. 基本的事項

(1) 対象範囲

区域施策編の対象範囲は明和町全域の町民・事業者を対象とした取組とします。

なお、明和町も区域内の事業者の位置づけでもありますが、町単体の取組は「事務事業編」において示します。

(2) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定されている温室効果ガスの種類は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（FC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）です。また、これらの温室効果ガスは、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6（2024）年4月）」において次頁の「表 3-1」のとおり、法令による責務や、温室効果ガス排出量の影響度を考慮し、地方公共団体の区分（規模）に応じて把握が望まれる対象部門・分野が示されています。

本計画においては、日本の温室効果ガスの排出割合において90%以上を占めており、町民や事業者等の日常的な取組によって最も削減が可能な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）を削減対象とします。

また、温室効果ガス排出量の削減対象とすることが望まれる部門は、「図 3-1」「表 3-1」に示すとおりです。これらの部門うち「図 3-1」に示すとおり、明和町では「建設業・鉱業」や「船舶」、「鉄道」等に関する部門・分野の温室効果ガス排出量の割合が非常に小さいです。そのため、「エネルギー起源 CO₂^{※12}」である産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門（自動車（旅客）、自動車（貨物））と「非エネルギー起源 CO₂^{※13}」の廃棄物分野（焼却処分）を対象とします。

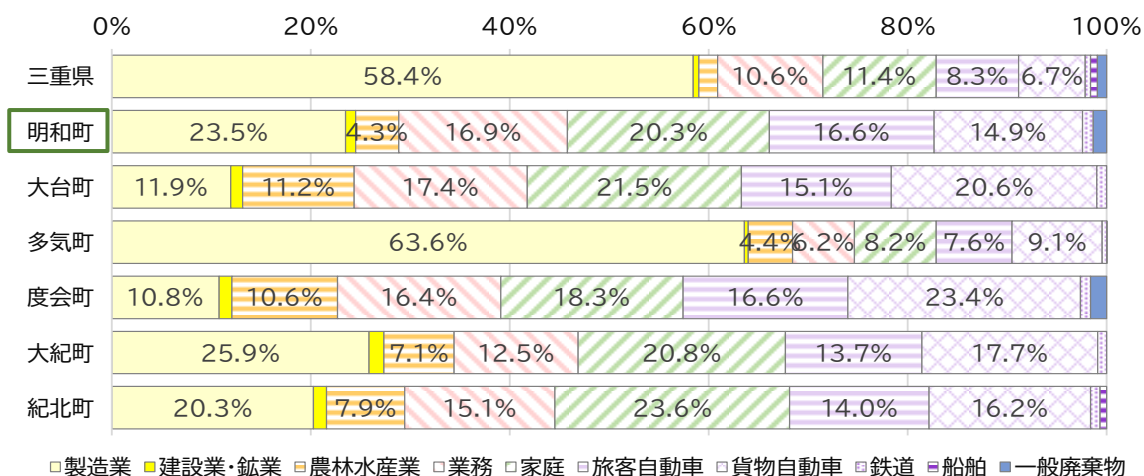


図 3-1 明和町及び三重県、周辺5町の区域全体の温室効果ガス排出量の部門・分野別の構成比

出典：環境省 自治体排出量カルテ

※12 石油や石炭等の資源を消費することで発生する二酸化炭素（CO₂）

※13 廃棄物の焼却や製品の製造による化学変化に伴い発生する資源消費以外の二酸化炭素（CO₂）

表 3-1 温室効果ガス推計対象部門・分野及び地方公共団体の区分により
対象とすることが望まれる部門・分野

ガス	部門・分野		説明	該当
エネルギー 起源 CO ₂	産業 部門	製造業	製造業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出	●
		農林水産業	農林水産業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出	●
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出	●
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	●
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	●
	運輸 部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出 （自家用自動車からの排出は家庭部門ではなく当部門で計上）	●
		自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出	●
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出	△
		船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出	△
		航空	航空機におけるエネルギー消費に伴う排出	-
	エネルギー転換分野		発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出	△
エネルギー 起源 CO ₂ 以外の ガス	燃料 の燃 焼分 野	燃料の燃焼	燃料の燃焼に伴う排出（CH ₄ ・N ₂ O）	△
		自動車走行	自動車走行に伴う排出（CH ₄ ・N ₂ O）	△
	工業プロセス分野		工業材料の化学変化に伴う排出 （非エネルギー起源 CO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O）	△
	農業 分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出 （CH ₄ ・N ₂ O）	△
		畜産	家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出（CH ₄ ・N ₂ O）	△
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（CH ₄ ・N ₂ O）	△
	廃棄物 分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）（非エネルギー起源 CO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O）	●
		埋立処分	廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）（CH ₄ ）	-
		排水処理	排水処理に伴い発生する排出（排水処理）（CH ₄ ・N ₂ O）	△
		原燃料使用等	廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）（非エネルギー起源 CO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O）	-
	代替フロン等 4 ガス分野		金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出（HFCs・PFCs・SF ₆ ・NF ₃ ）	△

【凡例】「●」…町が対象とすべき分野 「△」…町が必要に応じて対象とする分野 「-」…町は対象外の分野

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）を元に作成

2. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 削減目標年度の考え方

第1章の2(3)「基準年度と計画期間」で示したとおり、平成25(2013)年度を基準とし、令和12(2030)年度を本計画の中期目標の年度とします。最終目標は、温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す令和32(2050)年度とします。

(2) 温室効果ガス削減量の目標

令和12(2030)年度の平成25(2013)年度比の温室効果ガス削減量の目標は、国の「地球温暖化対策計画(令和3年改定)」では46%以上、三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画(令和5年改定)」では、47%以上と定められています。

明和町においては、国や県の目標に準ずるとともに、最終目標である温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すため、平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度までに48%以上の削減を中期目標として掲げます。

令和12(2030)年度における明和町の温室効果ガス排出量を
平成25(2013)年度比で **48%** 以上削減

第2章の2「二酸化炭素の排出及び吸収状況」の推移を元に算定した令和12(2030)年度のBAU推計(現状趨勢による推計)の二酸化炭素排出量は107,303 t-CO₂で、48%削減後の目標排出量は77,509 t-CO₂です。目標達成のためには29,794 t-CO₂を削減する必要があり、これまでの取組の一層の促進や新たな取組の導入が求められます。

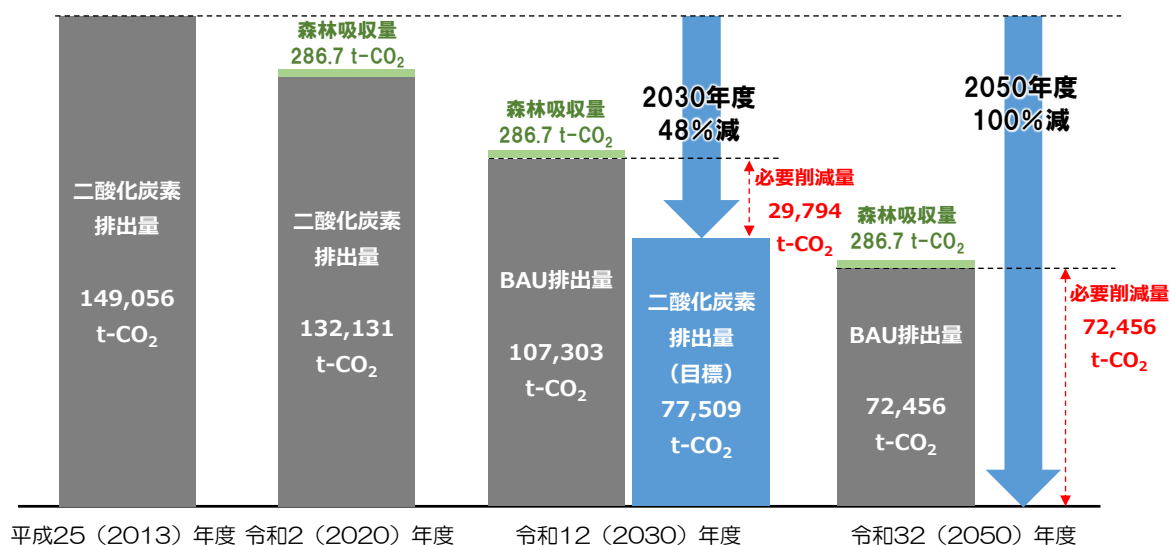


図 3-2 削減目標とBAU推計量

また、国の「地球温暖化対策計画（令和３年改定）」において設定されている各部門の目標以上の達成を目指します。現在、検討する取組をすべて実行することで見込む削減量を「表 3-2」に示します。

表 3-2 部門別の温室効果ガスの排出削減目標

項目	2013 年度	2030 年度				部門別削減目標 ※政府目標
	基準年度 排出量	BAU 推計 排出量	取組により 見込む削減量	取組を見込んだ 排出量	基準年度比 (削減率)	
産業部門	29.16	32.00	▲14.23	17.77	▲39.0%	▲38.0%
業務 その他部門	31.40	14.71	▲6.20	8.51	▲72.8%	▲51.0%
家庭部門	35.07	18.55	▲7.03	11.52	▲67.1%	▲66.0%
運輸部門	51.27	40.46	▲14.09	26.37	▲48.5%	▲35.0%
その他の分野	2.16	1.86	▲0.00	1.86	▲14.1%	—

単位：千 t-CO₂

3. 目標達成に向けた取組

本計画における第2章の3「明和町の目指す将来像と基本方針」にあわせて、温室効果ガス排出量の削減による目標達成に向け、以下の取組を促進していきます。

(1) 基本方針① 再生可能エネルギーの利用や施設のエネルギー消費効率を高める取組

表 3-3 導入施策一覧表

部門	導入施策	施策の対象	
		家庭	事業者
産業部門	●省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 製造業、農林水産業、建設業等の業務分野ごとに使用されている業務用の電力利用機器の省エネルギー化や利用率の削減を図ります。	—	○
産業部門・ 業務その他部門	●ZEB ^{※14} の普及促進 ZEBとは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次消費エネルギーの収支をおおむねゼロにすることを旨とした建物のことです。省エネ設備・機器の導入啓発等により事業者の建物新築時や改築時にあわせた ZEB の普及を図ります。	—	○
家庭部門	●ZEH ^{※15} の普及促進 ZEHとは、住宅の断熱性能や省エネ性能を向上させ、さらに太陽光発電設備等で生活に必要なエネルギーをつくり出すことにより、年間の一次消費エネルギー量をゼロ以下にする住宅です。省エネ設備・機器の導入啓発等により、一般家庭や住宅メーカー等に建物の新築時や改築時にあわせた ZEH の普及を図ります。	○	—
	●自立型太陽光発電の普及促進 家庭では、太陽光発電設備を中心に固定価格買取制度（FIT） ^{※16} によって導入量は増加しましたが、買取期間が順次終了することもあり、今後は、自家消費や災害用等の自立的な電源としての有効性が期待されています。ZEH の普及啓発と併用して普及を図ります。	○	—
	●防犯灯のLED化の促進 自治会が管理している防犯灯において、電力消費の少ないLED化を促進します。	○	○
運輸部門	●次世代自動車の普及促進 環境に優しく、エネルギー効率に優れる電気自動車やハイブリッド車、燃料電池自動車等の次世代自動車の導入を促進するとともに、関係団体と連携して充電スタンドの充実を促進します。	○	○

※14 「net Zero Energy Building」の略称。

※15 「net Zero Energy House」の略称。

※16 「Feed-in Tariff」の略称。再生可能エネルギーを固定価格で買い取る制度。

表 3-4 導入施策一覧表（続）

部門	導入施策	施策の対象	
		家庭	事業者
部門横断的対策	●再生可能エネルギーの普及促進 再生可能エネルギーで最も国内に普及した太陽光発電は、固定価格買取制度（FIT）によって導入量は増加しましたが、買取価格の低下等により、大規模な発電所の設置は減少し、新たな利活用方法が進んでいます。 明和町においても、太陽光発電を中心に PPA^{※17}等の新たな手法も取り入れた普及促進を図るとともに、その他の多様な再生可能エネルギーの導入も検討しながら、普及を図ります。	○	○
	●再生可能エネルギーの利活用 産業部門や業務その他部門が自ら使用する電力等の再生可能エネルギーへの転換を、リバースオークション方式^{※18}等の効率的な調達方法で転換するとともに、家庭等では共同購入方式等を利用した転換を行うことで、地域内での再生可能エネルギーの拡大を図ります。	○	○

※17 「Power Purchase Agreement」の略称。電力購入契約のモデルの一つ。

※18 再エネ電気の最低価格を提示する販売者（小売電気事業者）を選定できる方法。

(2) 基本方針② 町民や事業者等の活動によるエネルギーや資源の消費削減を促進する取組

表 3-5 導入施策一覧表

部門	導入施策	施策の対象	
		家庭	事業者
産業部門・業務その他部門	●エコマークやグリーン商品の購入 製造時に温室効果ガス排出量を抑制した商品や、廃棄時に分別しやすいように作られた商品を町が率先して導入する等、関係者への情報発信も合わせて行い、普及を図ります。	—	○
家庭部門	●ごみの減量に関する補助 明和町では、「再生資源集団回収事業奨励金」及び「明和町生ごみ処理機等購入費補助金」を交付しています。ごみの減量化を進めるため、資源ごみの回収に取り組む団体への助成、家庭の生ごみ処理機や水切り等の購入補助等、ごみの減量化を図ります。	○	—
	●COOL SHARE の促進 猛暑時に、消費電力を抑える行動として、立ち寄りやすい公共施設や商業施設等の協力を得ながら町民に利用していただくことで、消費電力の抑制を促進します。	○	○
運輸部門	●モーダルシフトの促進 トラック等の貨物輸送において輸配送の共同化や集約化、クリーンな燃料の利用等、物流の効率化について地域内関係者へ情報提供を行い、環境負荷の軽減を促進します。	—	○
	●エコドライブの促進 自動車や自動二輪車による温室効果ガス排出量を抑制するため、燃料消費を抑制し、安全性の確保できるエコドライブを関係団体とも連携して普及啓発を実施します。	○	○
部門横断的対策	●地球温暖化対策のための国民運動「デコ活」 国において、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた、国民の皆様の行動変容・ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動として「デコ活」が令和4（2022）年10月より始まりました。明和町においても各種情報を有効に活用し、町民や事業者への行動転換を促進します。	○	○
	●5R の促進と普及啓発の実施 持続可能な循環型社会を構築するために、これまでの3Rである生ごみの資源化やエコバックの利用等、ごみになるものの発生を抑制するリデュース（Reduce）、シャンプーや洗剤の詰替え利用等の再利用の促進を図るリユース（Reuse）、ペットボトルや古紙等を集約し、資源として再生させるリサイクル（Recycle）とともに、マイバッグ等の利用によりごみの元となるものを消費しないリフーズ（Refuse）、修理をしながら物を長く利用するリペア（Repair）を加えた「5R」の取組を一体的に促進します。	○	○

表 3-6 導入施策一覧表（続）

部門	導入施策	施策の対象	
		家庭	事業者
部門横断的対策	●クールビズ・ウォームビズの促進 平成 17（2005）年より過度な冷暖房に頼らず、快適に過ごせるスタイルを推進してきました。今後、猛暑や冬場に限らずクールビズ・ウォームビズの通年化を促進します。	○	○
	●公共交通の積極的利用促進 自動車利用から公共交通に移行することで、温室効果ガス排出量の削減につながるため、公共交通利用に関する情報提供や自転車等の利用を促進します。	○	○

デコ活



『めい姫のコラムコーナー』

「デコ活」をすることで暮らしがどのようにになりますか？

「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。「デコ活」により、今から約 10 年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして 2030 年温室効果ガス削減目標も同時に達成する「図 3-3」のような「新しい豊かな暮らし」を提案しています。

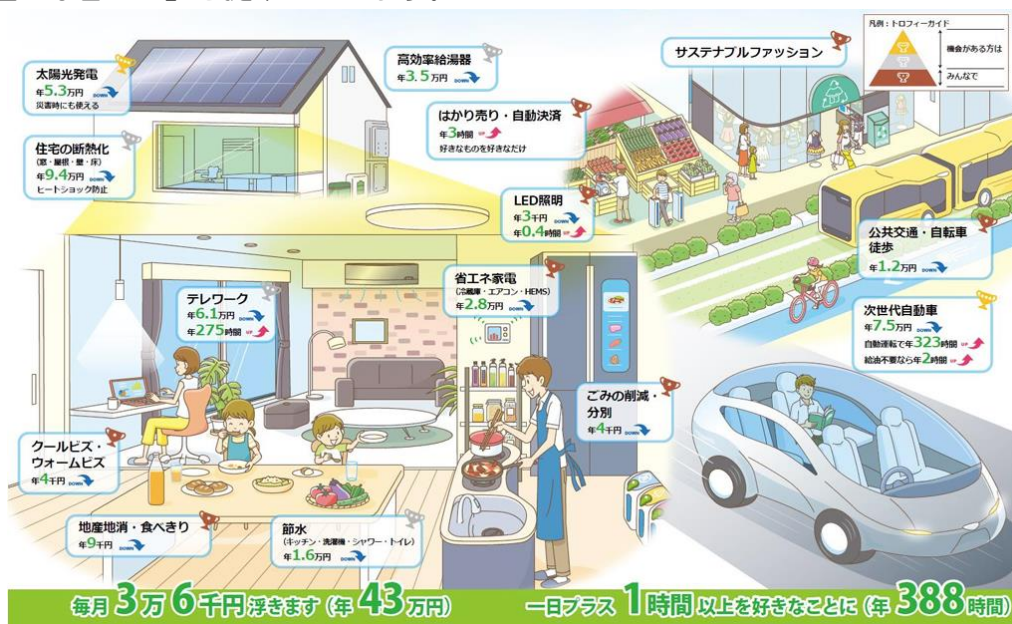


図 3-3 脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿

出典：環境省 HP

(3) 基本方針③ 環境活動や二酸化炭素吸収源をまもる方針に関する取組

表 3-7 導入施策一覧表

部門	導入施策	施策の対象	
		家庭	事業者
産業部門	●ブルーカーボンの保全 沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼びます。伊勢湾に面している明和町においては、ブルーカーボンの主要な二酸化炭素吸収源として期待される藻類養殖の保全活動を促進します。	—	○
産業部門・ 業務その他部門	●事業所の省エネ活動推進 産業界でサプライチェーン全体の脱炭素を目指す国内外企業が増加する中、物品の供給を行うサプライヤーとなる企業でも、脱炭素に向けた取組が求められています。「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づくエネルギー使用量が一定規模以上の工場等が行う温暖化対策計画書の実施状況や、再生可能エネルギーの活用等の取組事例について、事業者幅広く情報提供を行い、自主的な温室効果ガス排出量の削減を促進します。	—	○
	●産学官連携伊勢麻振興プロジェクトの推進 明和町内の公有地（国指定史跡斎宮跡）や遊休農地で、これまで神事等で利用されてきた伊勢麻の生産の推進を図ります。麻に関する歴史文化の継承と農業としての麻生産の確立や、担い手の確保および明和町内での麻産業の振興を実施するとともに、伊勢麻等の栽培による二酸化炭素の吸収量の研究について、産学官連携により進めていきます。	—	○
家庭部門	●環境教育等の推進 国内外において地球温暖化の問題は、現代社会の問題として捉え、身近なことからできることに取組、持続可能な社会を創造していく ESD（持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development））の視点が必要です。学校等の教育機関をはじめとした幅広い世代が環境との関係性を学び、関心を高める方策により促進します。	○	○
	●省エネ行動の推進 町が率先した省エネ行動を実施するとともに、家庭や事業者が無理のない範囲で取り組む省エネ行動について情報提供を行い、省エネ行動を促進します。	○	○

(4) 国や三重県の対策により削減を図る取組

国・三重県においても地球温暖化対策は推進されています。それらの地球温暖化対策のうち、「表 3-3～表 3-7」の町が促進を図る施策の他に、削減効果のある施策は以下の「表 3-8」のとおりです。

表 3-8 国や三重県の対策により削減を図る施策一覧表

部門	主体	対策の概要
産業部門	国	業種間連携省エネルギーの取組推進
		燃料転換の推進
		FEMS ^{※19} を利用した徹底的なエネルギー管理の実施
		再生可能エネルギー熱の利用拡大
		J-クレジット制度 ^{※20} の活性化
	県	大規模事業所の自主的取組の促進
		県内企業の脱炭素経営に向けた取組の推進
		再生可能エネルギーの導入促進
家庭部門	国	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上
		HEMS ^{※21} ・スマートメータ・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実態
		脱炭素型ライフサイクルへの転換
	県	県民の環境意識の向上と環境に配慮した行動の促進
		県民運動に賛同した家庭が省エネ行動を実行すると想定
		再生可能エネルギーの利用促進

※19 「Factory Energy Management System」の略称。エネルギーコストを分析・管理し、設備の省エネルギーに貢献するシステム。 ※20 温室効果ガス等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

※21 「Home Energy Management System」の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、モニター画面等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステム。

(5) その他、気候変動への適応策に関する取組

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加等、気候変動及びその影響が全国各地に現れています。温室効果ガス排出量の削減による緩和策とあわせて、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、町民生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全を図り、安全・安心で持続可能な循環型・脱炭素社会を構築することが必要です。



図 3-4 「緩和」と「適応」の2つの気候変動対策

出典：気候変動適応情報プラットフォーム A-PLAT

国においては、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法に基づき、令和3（2021）年10月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」において適応策が位置づけられています。

明和町においても「明和町環境基本計画」の見直し等にあわせて、気候変動の影響や将来予測の情報を考慮し、関係機関とも連携を図りながら次の7つの分野に応じた適応策の検討を進めていきます。



図 3-5 気候変動適応の主要7分野

出典：気候変動適応情報プラットフォーム A-PLAT

表 3-9 適応策に関する施策一覧表

分野	適応策
農業・林業・水産業 	●農業 ・日照不足や高温等の気象条件、自然災害に対する管理・技術対策、病虫害発生予報等の情報を農業者へ提供します。 ●畜産 ・暑熱対策としてミストや扇風機による畜舎環境の改善等の情報を提供します。 ●林業 ・大気乾燥化によるスギ林の衰退や森林病虫害の被害地域の拡大について、病虫害や野生鳥獣による森林被害の把握と予防策を提供します。 ●水産業 ・高水温が要因とされる分布・回遊域の変化による、漁獲量や藻類等の養殖事業の生産量の減少について、養殖技術の現場での普及や適正な養殖管理方法に関する情報を提供します。
水環境・水資源 	●水環境 ・降水量の増加による土砂等の流出量の増加により、河川の水質に変化が生じる可能性があるため、河川水質等の水質調査を行います。また、海水温上昇や海面上昇による海域の環境の変化を踏まえて、水環境の保全を図ります。 ●水資源 ・水の有効利用や節水への取組を促進するため、水の貴重さや重要性について関心を高め、理解を深めるための啓発活動を実施します。
自然生態系 	●自然生態 ・気候変動に伴う外来生物の定着や、在来種の分布状況の変化等の影響を把握するため、市民・市民団体からの情報収集に努めるとともに、外来生物の防除や在来種の保全に向けた啓発を行います。
自然災害・沿岸域 	●自然災害 ・地域の環境特性等に配慮した適正な土地利用の推進や、ハザードマップの作成・更新等の防災対策、災害軽減対策に努めていきます。 ・ハザードマップに基づき、防災に関する情報の提供、防災意識の啓発普及を行います。 ・地域防災計画に基づき、震災や風水害、大規模事故災害が発生した場合、地域住民や事業所等へ被害情報等の災害情報を提供します。

表 3-10 適応策に関する施策一覧表（続）

分野	適応策
自然災害・沿岸域（続） 	●高潮・津波 ・海面上昇に伴う、地震による高潮や台風による高波のリスクの増大について、海面水位の上昇等の将来の外力変化の状況を見据え、必要な対策の検討を進めます。 ●土砂災害 ・土砂災害、土石流、がけ崩れ、地すべり等に対処するため、地域防災計画では、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報や警報の発令および伝達、そして必要な警戒避難体制や救助等に関する対策を定め、住民への周知徹底に努めます。
健康 	●熱中症 ・熱中症による搬送者数が全国で増加傾向のため、暑さ指数（WBGT）等の気象情報の提供等、熱中症に関する注意喚起や予防・対策の周知に努めます。 ・「熱中症警戒アラート」を活用した啓発活動を行う等、幅広い世代への熱中症対策を推進します。 ●感染症 ・気候変動の影響で、病原体を保有する蚊等の活動期間の長期化により、感染症にかかるリスクが高まる可能性があります。関係機関と連携しながら、感染症の発生動向を注視し、発生時には町民に対し注意喚起を行います。 ・関係機関等と連携し、県内の感染症発生情報等を収集・分析し、その情報を町民や医療関係者等へ提供します。
経済活動 	●経済活動 ・大型台風等の大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すため、事業者へBCP（事業継続計画）等の策定支援を進めます。 ・下水道の老朽管を水害等の自然災害にも耐えられる耐震管へ変更する等、経済活動が継続できるよう施設の強靱化を推進します。
町民生活・都市生活 	●道路交通 ・大規模災害が発生した際に備え、緊急輸送道路等を迅速に通行するため、年に一度の道路啓開訓練を実施し、確実な対応を行います。平時は、幹線道路等を月1回巡回し異常対策に努めます。 ●水道 ・記録的豪雨等により河川の氾濫等が発生した場合、浸水想定区域内の水道施設が被害を受ける可能性があるほか、落雷等による長時間停電等の被害も想定されることから、浸水対策や非常用電源の機能強化等を推進します。

第4章 事務事業編

1. 基本的事項

(1) 対象範囲

事務事業編の対象範囲は、町が行う全ての事務事業及び町が所有する全ての施設（指定管理施設を含む）とします。また、指定管理者制度等により町有施設の管理一切を民間事業者・法人等に委託している施設等（管理は委託しているものの、町が燃料費・電気料を直接支出している場合を除く）や温室効果ガス排出量の数値的把握が困難な外部委託工事等については本計画の対象範囲外とします。この場合、温室効果ガス排出量の抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

表 4-1 対象の範囲の概要

分類	対象施設
事務系部門	庁舎、保健センター 等
事業系部門	水道施設、下水道施設等
町民サービス系部門	こども園等、小学校、中学校、公民館、体育施設、文化施設、観光施設、公園 等
その他	公用車 等

(2) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において規定された削減対象となる7種類の温室効果ガスのうち、町の事業実施に伴い発生する二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)の4種類を本計画で削減対象とします。パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)は明和町の事務事業による排出がほとんどないため、算定の対象外とします。

また、温室効果ガス総排出量については、環境省「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に示されている地球温暖化係数を各温室効果ガスに乗じて排出量を算出し、それらを合算することとします。

表 4-2 温室効果ガスの種類と明和町の事業実施における主な排出活動

温室効果ガスの種類	性質	主な排出活動	地球温暖化係数※22
二酸化炭素(CO ₂)	酸素と炭素からなり、生活から最も排出されやすい。	電気、ガス、燃料の使用等	1
メタン(CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温の気体はよく燃える。	公用車の使用、汚水の処理等	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質で他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)等のような害はない。	公用車の使用、汚水の処理等	298
ハイドロフルオロカーボン類(HFC _s)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロンで強力な温室効果がある。	自動車やスプレー、エアコンや冷蔵庫等の交換等	1,430等
パーフルオロカーボン類(PFC _s) ※対象外	炭素とフッ素だけからなるフロンで強力な温室効果がある。	スプレー、エアコンや冷蔵庫等の交換等	7,390等
六ふっ化硫黄(SF ₆) ※対象外	硫黄の六ふっ化物で強力な温室効果がある。	電気の絶縁体の交換等	22,800
三ふっ化窒素(NF ₃) ※対象外	窒素とフッ素からなる無機化合物で強力な温室効果がある。	変圧器の電気機器の交換等	17,200

※22 地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、京都議定書第二約束期間における値になります。

(3) 町の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の状況

温室効果ガス総排出量は、環境省「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に従って二酸化炭素（CO₂）におきかえて算定します。主に算定の諸元は以下のとおりです。

表 4-3 算定の対象となるエネルギー及び算出される温室効果ガス

資源の種類	単位	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオ ロカーボン類 (HFCs)
電力の使用（施設の利用）					
電気使用量	kWh	○	—	—	—
化石燃料の使用（施設や機器、自動車等の利用）					
ガソリン	L	○	—	—	—
軽油	L	○	—	—	—
灯油	L	○	○	○	—
重油	L	○	—	—	—
LPG※23	kg	○	○	○	—
自動車の走行距離					
ガソリン車	km	—	○	○	—
ディーゼル車	km	—	○	○	—
自動車の更新					
自動車の保有台数	台	—	—	—	○
污水处理					
し尿処理施設	m ³	—	○	○	—
浄化槽	人	—	○	○	—

※23 LPG の使用量が請求書等において体積（m³）で表示されている場合は、以下の係数（産気率）により kg へ換算します。LPG 重量(kg) = 1,000/458(kg/m³) × LPG 体積(m³)

2. 温室効果ガスの排出削減目標

明和町の事務事業が該当する「業務その他部門」のBAU推計値は第2章の2(1)「二酸化炭素排出量の状況」のとおり、28.7%削減であり、明和町の事務事業においても同等の達成状況にあるものとします。

そのため、明和町が行うすべての事務事業により排出される温室効果ガス総排出量の削減目標は、区域全体の目標である48%削減を上回る、平成25（2013）年度比で52%の削減とします。

令和12（2030）年度における明和町の温室効果ガス排出量を
平成25（2013）年度比で **52%** 削減

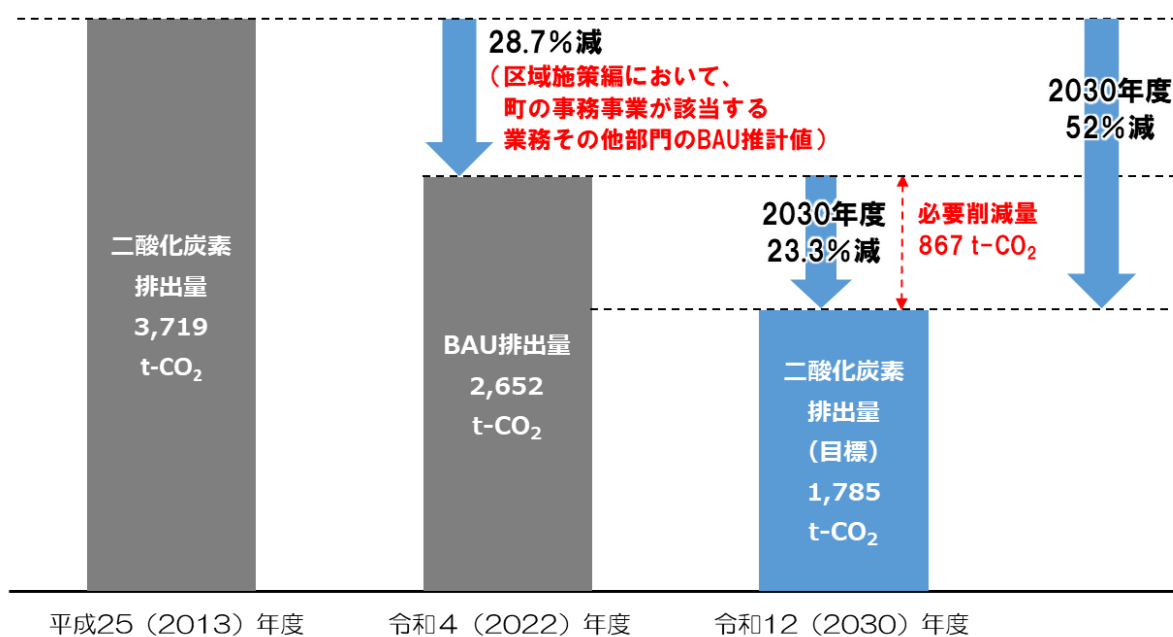


図 4-1 削減目標とBAU推計量

3. 目標達成に向けた取組

基本方針に基づき、町の事務事業として以下の取組を推進し、目標達成を図ります。

(1) 基本方針① 再生可能エネルギーの利用や施設のエネルギー消費効率を高める取組

公共施設の更新や新築時において、積極的に環境負荷の少ない施設計画や太陽光発電設備の設置等による再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ・事務機器等の導入更新の際は、省エネルギーを推進します。
- ・公共施設の設備機器等更新の際には省エネ型照明機器の導入に努め、2030 年度までに LED 照明の導入割合を 100%にします。
- ・太陽光発電を中心に PPA の新たな手法も取り入れた普及促進を図るとともに、その他の多様な再生可能エネルギーの導入も含めて検討を進め、設置可能な公共施設の 50% 以上に太陽光発電設備を設置します。
- ・施設の新設や増改築にあたっては、原則 ZEB Oriented 相当以上を目指し、省エネルギー、省資源化、長寿命化を重視した仕様の設備システムを導入し、環境負荷の低減に配慮します。令和 12（2030）年度までの新たな建築物において、ZEB Ready 相当を目指して推進します。
- ・明和町が伊勢市、玉城町、度会町と共同で運営する「伊勢広域環境組合」において、新たなごみ処理施設の整備が進められています。本施設に導入されるごみ焼却の熱を利用して発電される再生可能エネルギーなどについて、公共施設等への活用検討を進め、令和 12（2030）年度までには公共施設で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギーによる発電電力とします。

(2) 基本方針② 町民や事業者等の活動によるエネルギーや資源の消費削減を促進する取組

公共施設全体で、ごみの減量化やリサイクルの推進等、廃棄物資源の循環形成、公共交通の活用や次世代自動車の積極的導入等を図り、エネルギー消費量や資源利用の削減を推進します。

- ・クールビズやウォームビズの通年化を実施するとともに、冷暖房の適正運転（室温：冷房 28℃、暖房 20℃）等、施設の効率的な利用を進めます。
- ・退庁時や利用していない部屋の照明を消し、離席時のパソコンやOA機器類の省エネモードの利用や電源を切る等、エネルギー消費を削減します。
- ・トイレでの不要な二度流しを自粛する等、節水に努めます。
- ・駐停車時の不要なアイドリングのストップ、省エネ運転徹底に努めます。また、他課との乗り合わせ、書類送付の依頼、公共交通機関の利用、近距離の移動はできるだけ徒歩や自転車を利用する等、車の使用を減らします。
- ・環境に優しく、エネルギー効率に優れる電気自動車やハイブリッド車、燃料電池自動車等、次世代自動車の導入、充電スタンドの充実を図ります。代替可能な電動車がない場

合を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、2030 年度までには、公用車ストックを全て電動車とします。

- 製品等の購入及び役務の提供に際しては、環境省が示す最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、使い捨て製品の購入を控え、エコマークやグリーン商品、リサイクル製品や詰替え可能な製品を選択します。
- マイボトル、マイ箸持参、回覧等に用いることが可能な使用済みの封筒の再使用、廃棄書類等のごみの分別の徹底等、ごみの排出量の削減に努めます。
- 公共工事は、発注者として仕様に基づき、環境の保全と環境負荷低減に努めます。また、リサイクル認定製品の使用、建設副産物の有効利用と適正処理を図ります。

(3) 基本方針③ 環境活動や二酸化炭素吸収源をまもる方針に関する取組

公共施設全体で、環境負荷の少ない取組を推進するとともに、森林や緑地の適切な維持管理等を推進します。

- エコオフィス運動として、例年5月 1 日から 9 月 30 日まで夏季エコオフィス運動、11 月 1 日から 3 月 31 日まで冬季エコオフィス運動を実施します。実施期間については、天候や気温、電力需要の状況等を勘案し決定するものとします。
- 温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組むため、日頃から取組達成に向けた進捗管理、声掛け等を行うことで環境負荷低減意識の向上を図ります。
- 職員の環境保全に対する意識を啓発するため、職員研修を計画的に実施します。また、イントラネット等を活用した環境に関する情報提供を行うことで、職員の意識向上に努めます。
- 森林保全・整備の促進のため、森林は資源として、また二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たすものであり、明和町森林整備計画に基づき、適切な整備や保全を進めていきます。
- 都市緑化等の維持のため、森林同様、重要な役割を担う公園等にある緑地の適切な維持管理・保全を進めていきます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制

今後、本計画の推進にあたって、以下の体制により取り組んでいきます。

区域施策編については、国・県・近隣市町と連携するとともに、町と町民、事業者、関係機関等との協力・連携により推進していきます。また、明和町及び多気町、大台町、大紀町、度会町、紀北町の6町合同で「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明したことを活かし、広域で取り組むことでより効果的に推進できるような協議を継続していきます。

事務事業編については、庁内に組織する環境基本計画推進会議において、各施設の具体的な削減目標を定めて計画期間の進行管理を行い、二酸化炭素排出削減に努めます。

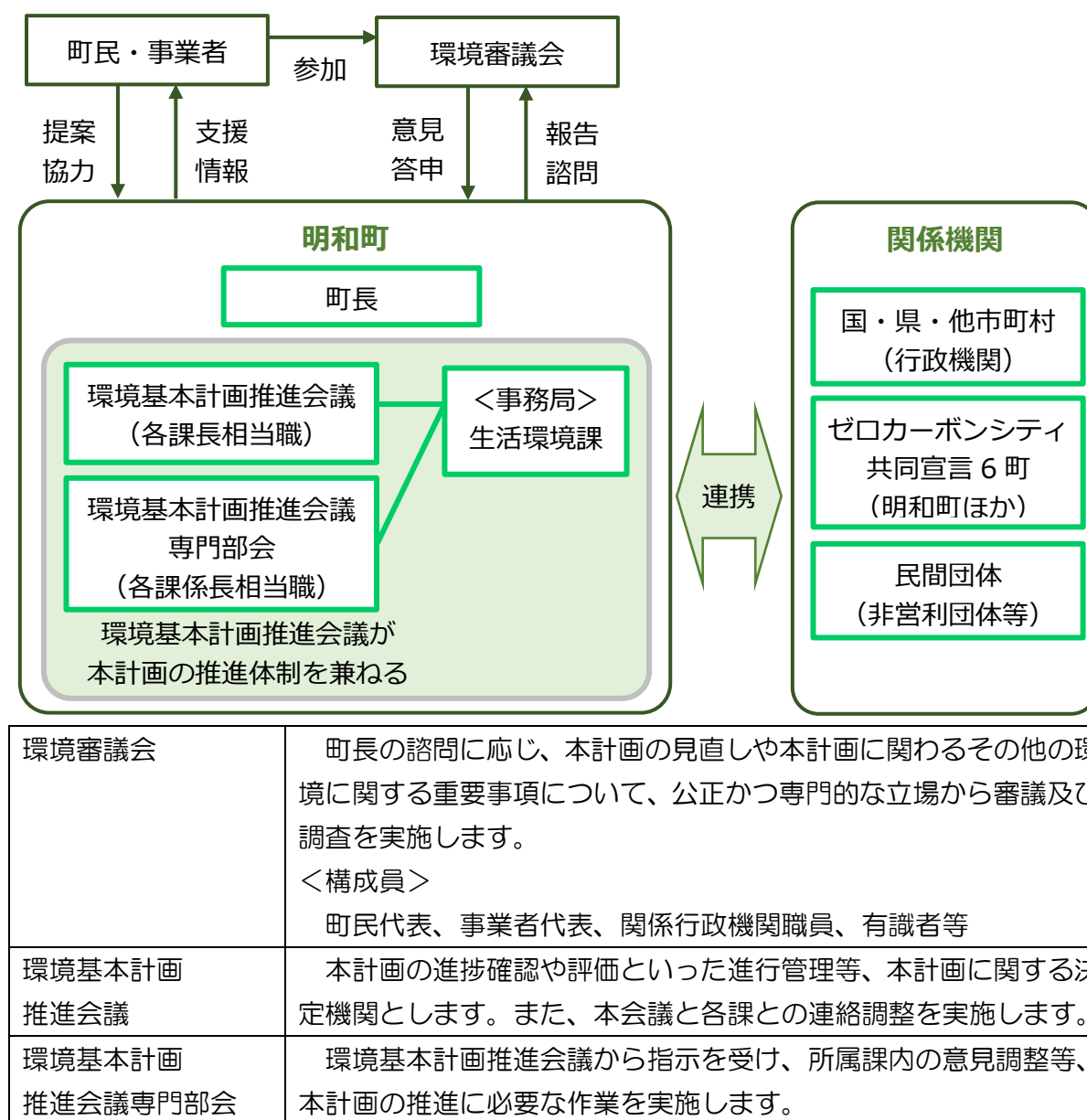


図 5-1 体制図

(2) 計画の推進に向けた役割

温室効果ガス排出量の削減目標に向けて、町、町民、事業者等、明和町に関係する人々が以下の役割を担うとともに、協働して具体的な取組を推進していくものとします。

① 町の役割

- ・ 明和町の特性を活かすことができる関連計画の策定・検討を行い、その実現に向けた施策や支援策の展開を図ります。
- ・ 公共施設への再生可能エネルギー導入を率先しながら、町民への再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、町民への普及、啓発を図ります。
- ・ 国や県の動向を把握しながら、有効な各種支援制度の活用や情報提供を行うとともに、脱炭素社会の実現に向けた人材育成や活動の機運を高めていきます。
- ・ 省エネルギーや再生可能エネルギーの推進はエネルギー問題や地球温暖化対策だけでなく、持続可能なまちづくりへの取組となることから、地球温暖化対策推進会議(仮称)を設置し、町一体となった取組を推進します。

② 町民の役割

- ・ 家庭におけるごみの減量化や分別、電力消費の削減、エコドライブの実施、エコカーの購入等、温室効果ガス排出量の削減につながる暮らしを図り、環境負荷の少ない地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを目指します。
- ・ 国や県、町等の支援制度を有効に活用しながら、家庭に設置できる再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。
- ・ 地域社会や環境保全活動団体等の地球温暖化防止活動への積極的な参加とともに、行政や事業所等の実施する地球温暖化対策との協働・連携を図ります。

③ 事業者の役割

- ・ 事業者は、産業活動の中で多様なエネルギーを消費していることから、国等が実施する各種支援制度等を有効に活用しながら、事業所や設備等の省エネルギー推進や再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ・ 農業協同組合や漁業協同組合、商工会等では、各事業者に温室効果ガス排出量の削減に有効な情報提供を行う等、省エネルギー推進の取組の支援を行います。
- ・ 従業員に対する環境研修を行う等、省エネルギー化への意識向上を図るとともに、町民や行政、学校等の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図ります。

2. 点検・評価・進捗状況の公表

進行管理は、環境マネジメントシステムのPDCA サイクル手法を用い、計画の策定「(Plan) — 実行 (Do) — 評価 (Check) — 見直し (Action)」のサイクルにより継続的に改善を行っています。

また、本計画のモニタリングとして、「自治体排出量カルテ」(全市区町村の部門別二酸化炭素排出量の現況推計値) のデータより各部門における温室効果ガス排出量の削減量や再生可能エネルギー導入実績量の推移を毎年確認します。また、役場内の環境基本計画推進会議で報告し、各種施策の実施状況の取組評価を行い、見直しが必要な部分は適宜見直しを行っています。また、進捗状況について、町の広報誌やホームページで毎年公表します。

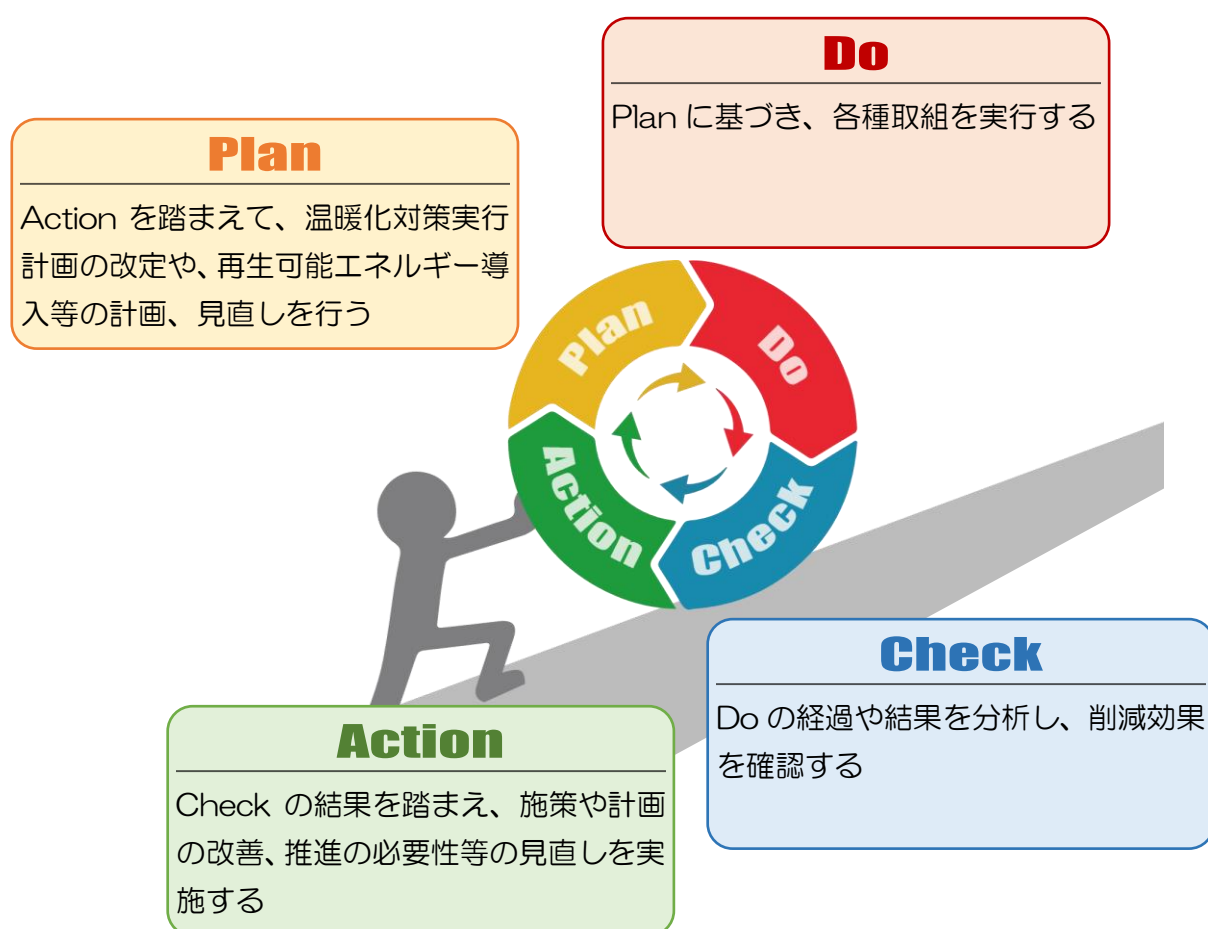


図 5-2 PDCA のイメージ図

第6章 資料編

1. 明和町環境審議会委員

(1) 計画策定（令和6年9月）

（令和6（2024）年9月30日現在・五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職
浅井 陽一	多気郡農協 総務課長
有富 洋子	三重県松阪地域防災総合事務所環境室 室長
上田 元洋	明和町商工会会長
杉田 英男	伊勢湾漁協代表理事組合長
世古口 文子	明和町みんなの連絡会 会長
辻 秀人	大淀地区自治会代表
寺前 好美	環境グループ代表
○ 朴 恵淑	三重大学地域イノベーション学研究科客員教授／名誉教授 WHO アジア太平洋環境保健センター(WHOACE) 初代所長
前田 浩三	明星地区自治会代表
安川 和樹	イオン明和店 人事総務課長

※「○」は明和町環境審議会の会長を示す

(2) 計画改定（令和7年3月）

（令和7（2025）年3月31日現在・五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職
浅井 陽一	多気郡農協 総務課長
有富 洋子	三重県松阪地域防災総合事務所環境室 室長
上田 元洋	明和町商工会会長
杉田 英男	伊勢湾漁協代表理事組合長
世古口 文子	明和町みんなの連絡会 会長
辻 秀人	大淀地区自治会代表
寺前 好美	環境グループ代表
○ 朴 恵淑	三重大学地域イノベーション学研究科客員教授／名誉教授 WHO アジア太平洋環境保健センター(WHOACE)初代所長
前田 浩三	明星地区自治会代表
安川 和樹	イオン明和店 人事総務課長

※「○」は明和町環境審議会の会長を示す

2. 削減量の内訳

(1) 区域施策編の削減量の内訳

表 6-1 区域施策編の削減量の内訳

部門	基本施策	2030 年目標	CO ₂ 削減量 (千 t-CO ₂)
産業部門	事業所の省エネ活動推進	省エネ法に定められた事業者の年 1%低減努力	2.43
	再生可能エネルギーの普及促進	耕作放棄地面積の 15%に導入	2.02
	ZEB の推進	屋根の断熱等、施設の改築時に建物の省エネルギー性能の向上	3.82
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	製造業、農林水産業、建設業等の業務分野ごとに使用されている業務用の電力利用機器の省エネルギー化や利用率の削減	1.25
	国・三重県における削減量の合算	対象の施策は以下のとおり ・業種間連携省エネルギーの取組推進 ・燃料転換の推進 ・FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 ・再生可能エネルギー熱の利用拡大 ・J-クレジット制度の活性化 ・大規模事業所の自主的取組の促進 ・県内企業の脱炭素経営に向けた取組の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進	4.71
業務その他部門	事業所の省エネ活動推進	省エネ法に定められた事業者の年 1%低減努力	1.40
	ZEB の推進	資源エネルギー省の目標である全事業所の 57%が導入	4.19
	公共施設への省エネ機器導入促進	公共施設における省エネ機器の導入により電力の 20%を削減	0.61
	エコマークやグリーン商品の購入	—	—
家庭部門	ZEH の推進	資源エネルギー省の目標である全家庭の 30%が導入	1.76
	住宅向け太陽光発電設備の導入	太陽光発電設備の導入の推進により、ZEH の住宅の他、増改築等により更に世帯の 5%が導入	0.60

表 6-2 区域施策編の削減量の内訳

部門	基本施策	2030 年目標	CO ₂ 削減量 (千 t-CO ₂)
家庭 部門	生ごみ処理機器の補助	—	—
	環境教育等の推進	—	—
	家庭での省エネ行動の推進	ZEH の推進により住宅性能の向上にあわせた省エネ行動の促進により全家庭の 30% が実施	0.23
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	家電等による省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	1.85
	国・三重県における削減量の合算	対象の施策は以下のとおり ・県民の環境意識の向上と環境に配慮した行動の促進 ・県民運動に賛同した家庭が省エネ行動を実行すると想定 ・再生可能エネルギーの利用促進 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・HEMS・スマートメータ・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実態 ・脱炭素型ライフサイクルへの転換	2.59
運輸 部門	公共交通の積極的利用促進	—	—
	モーダルシフト促進	—	—
	エコドライブの推進	乗用車 80% が導入	1.60
	次世代自動車の普及促進	乗用車 20%、貨物車 20% が導入	12.49
部門 横断的 対策	再生可能エネルギーの利活用	—	—
	COOLCHOICE 推進	—	—
	クールビズ・ウォームビズの促進	—	—
	3R の推進と普及啓発の実施	—	—
吸収源 対策	森林保全・整備の促進	—	—
	都市緑化等の維持	—	—
合計			41.55

3. 用語集

一酸化二窒素 (N_2O)	常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。温室効果の強さは、二酸化炭素を1とすると、一酸化二窒素では約100倍である。物の燃焼や窒素肥料の施肥等が発生原因であると言われている。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減による環境、人及び家計に優しい運転技術のこと。燃料消費量を抑えるために停車時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進、急加速及び急ブレーキを控えること等があげられ、エコドライブ普及推進協議会が「エコドライブ 10 のすすめ」を出し、普及活動を行っている。
温室効果ガス	地球の大気に含まれ、地表から放射された赤外線を吸収し再び放出することで温室効果をもたらす気体の総称。現在、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF_6)、三ふっ化窒素(NF_3)の7つの物質が該当し、排出量の削減対象となっている。
固定価格買取制度 (FIT)	再生可能エネルギーを固定価格で買い取る制度。「Feed-in Tariff」の略称。
再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマス等、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるエネルギー源のこと。
三ふっ化窒素(NF_3)	無色、有毒、無臭、不燃性、助燃性の気体で、半導体化学でエッチング液として使われるため、使用は増加傾向にある。
次世代自動車	ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等のこと。
需要家	電気やガス等について、その供給を必要とし、供給を受けて使用している者。消費者。
森林炭素蓄積量	森林が大気中から二酸化炭素を取り込み、光合成を通じて自身の体を構成するセルロース・ヘミセルロース等の炭素を含む物質を作り出す働きにより、植物内に蓄積された炭素の量。
ゼロカーボンシティ	令和32(2050)年までに二酸化炭素(CO_2)の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方公共団体のこと
ゼロカーボンシティ 宣言	令和32(2050)年までに二酸化炭素(CO_2)の排出量を実質ゼロにすることを旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」と定義されている。
導入ポテンシャル	エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)による設置の可否を考慮したエネルギー資源量。
二酸化炭素(CO_2) (エネルギー起源・ 非エネルギー起源)	二酸化炭素(CO_2)はエネルギー起源・それ以外のエネルギー起源に分類される。エネルギー起源の二酸化炭素(CO_2)とは、石油や石炭を燃やして発電することや、ガソリンを消費して車を走らせる等、燃料を燃焼してエネルギーを生み出すために排出される二酸化炭素(CO_2)を指す。一方、非エネルギー起源とはごみの焼却等で排出される二酸化炭素(CO_2)を指す。

バイオマス	再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主に木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンを指す。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	昭和 55 (1980) 年頃より、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) ほどの使用量には達しないものの、オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン類 (CFCs) の規制とともに、最近、使用量が急増している。地球温暖化係数は、二酸化炭素 (CO ₂) の数千倍である。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	オゾン層を破壊しないことから、オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン類 (CFCs) やハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) の規制に対応した代替物質として平成 3 (1991) 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) は自然界には存在しない温室効果ガスで、地球温暖化係数は、二酸化炭素 (CO ₂) の数百～11,700 倍である。
メタン (CH ₄)	京都議定書の対象ガスの一つ。工業プロセスのほか、水田や反芻動物の畜産からも発生する。
リバースオークション	リバースオークションあるいは逆オークション (Reverse Auction) とは、売り手が買い手を選定する通常のオークションと異なり、買い手が売り手を選定する逆 (Reverse) のオークションのこと。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	昭和 35 (1960) 年頃から電気及び電子機器の分野で絶縁材等として広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。地球温暖化係数は、二酸化炭素 (CO ₂) の 23,900 倍である。
BAU 推計	現状 ^{もつぱら} 趨勢による推計。今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量。Business As Usual の略称。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略称。世界気象機関 (WMO) 及び国連環境計画 (UNEP) により 1988 年に設立された政府間組織で、2024 年 3 月時点で、195 の国と地域が参加している。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としており、世界中の科学者の協力の下、出版された文献 (科学誌に掲載された論文等) に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している機関。
PPA	電力購入契約のモデルの一つ。電力の需要家が PPA 事業者に敷地や屋根等のスペースを提供し、PPA 事業者が太陽光発電システム等の発電設備の無償設置と運用・保守を行う。また同時に、PPA 事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う仕組み。(Power Purchase Agreement) の略称。

**明和町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編)**

令和6年9月策定

令和7年3月改定

明和町 生活環境課

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地

TEL : 0596-52-7117 FAX : 0596-52-7137

E-mail : seikatu@town.mie-meiwa.lg.jp